

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による核燃料輸送物設計変更承認申請に関する面談（1）
2. 日 時：令和4年11月25日（金）13時15分～14時15分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※はTV会議システムによる出席）：
原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門
松本企画調査官※、日坂管理官補佐、甫出主任安全審査官※、山後安全審査官、真下安全審査専門職
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門
新型転換炉原型炉ふげん 施設保安課 課長 他6名※
トランスニュークリア株式会社
チーフエンジニア 他1名※
5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。
6. その他：
なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、規制庁のサンゴですね、これから
0:00:03	原子力研究開発機構との行政相談を開始します。
0:00:08	まずですね相談内容について、研修機構の方から説明をお願いします。内容、質問みたいところはですねまとめてというよりは一つずつ確認していきたいと思いますので、よろしくお願いします。
0:00:23	どうぞ。
0:00:25	はい井関東郷でございます。本日はお時間いただきましてありがとうございます。
0:00:31	それでは本日のですね、行政相談の趣旨、どういったことを確認したいかという、まず概要をちょっとご説明させていただきます。
0:00:42	保険はですね、平成14年、2002年なんですけども、大岸路線中にですね、どういう事情って一体でこれは特殊燃料体と呼ばれる、裏面量なんですけども、これが発生しております。
0:00:58	当時ですね、尾上土肥燃料については、議事録から音の中国の方に移動させまして、その漏えいに至った原因を調査しました。
0:01:09	一昨年の検査装置では実施で検査願とか寸法検査だけでございましたので、異常は確認できなかったということで
0:01:23	この原子炉を全中に測定しました。福井勝の量からですね、ピンホールれる程度の微少な一般と推定しまして、
0:01:33	当時、規制当局さんに、法令をほぼ行ってございます。
0:01:38	なおですね現在その漏えい燃料を医学の本質は確認されてないという状況です。
0:01:45	今般ですね、今年の6月なんですけども、フランスと日本製罐の合意がえられまして、また機構と
0:01:56	虎の子のですね、輸送サービス契約を締結したということでですね、を含め、使用済み燃料をプラスのものを最終工場に輸送する見通しを得ることができました。
0:02:10	本日は、当該燃料を収納する輸送容器の認可手続きについて幾つか後、確認させていただきたいと思い、思っております。
0:02:24	それから今、現状の現状をちょっとご説明させていただきます。
0:02:31	漏洩量についてはですね、今年の6月から既存水中検査装置に、どういう燃料を検出できる検査機器をつけ替えて調査を実施しております。
0:02:44	調査としては超音波測定によります。ナイフの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:02:51	燃料の中にですね、水が入っているかどうか漏えいしていればですね、水が入っておりますので、そういった浸水の
0:03:01	形跡示すは形を確認するということでやってございまして、1本、そういった形が出ているのが1本だけ見つかったと。
0:03:13	いうことでございます。
0:03:15	当該両方に対してですね、英会話サポートリブ言われるもので観察をしておりますして、一部、物を確認したという状況でございますけども、
0:03:27	皆さん調査を継続しているような状況でございます。
0:03:32	それからこれからですねまず確認さしていただきたい意見をまず一つ目ご説明、説明させていただきます。
0:03:44	漏えい燃料ですね、収納する輸送容器について、乾式年式が容器としてはあると思います。
0:03:53	大橋式での設計承認とか、極小に関する審査内容や審査機関に違いはあるのでしょうかというご質問でございます。
0:04:08	はい規制庁佐野です。まず1点目の質問について回答いたしますけれども、
0:04:16	個別具体の件ではなくて、一般的なこととしてですけれども、
0:04:22	シキイの輸送容器であるのか、乾式の輸送容器であるのか、その違いによって審査の内容とか、その審査期間2、澤。
0:04:33	ないと、いうふうに考えております。
0:04:36	いずれにせよ、20基準への適合性を確認するというものでありますので、そこが、その知識ある感知器であるかっていうところが、別に、
0:04:46	違う技術基準になってるわけではございませんので、
0:04:50	差はないというふうに考えて、
0:04:55	回答になっておりますでしょうか。
0:04:59	はい。ありがとうございます。今まで、はい。
0:05:04	はい。
0:05:07	ここにできました。
0:05:11	それから2点目なんですけども、
0:05:15	我々としてはですね今
0:05:18	ご存知の通り2021年の5月にですね、交付金の使用済み燃料を輸送するための輸送ジャストの設計承認をしております。
0:05:31	これは伴式キャスクなんですけども、これに燃料を収納して運ぼうという検討も当然進めております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:05:41	こういった漏えいレンジをですね、乾式にイー・キャッシュの方に収納した場合にですね、
0:05:48	我々としては、ON情報の中にある水が当然存在しておりますので、こういった水が放射線分解して、やはり水素を発生させると。
0:05:59	いうことを、輸送中のキャビティ内においてですね、水素の可燃性限界を超える可能性があるというふうに考えてございます。こういったところ、
0:06:11	懸念がありますので、
0:06:14	輸送容器の容器承認については、輸送期限つき、この
0:06:20	というのは粘性委員会を超えない、期間輸送期限つきですね、そういった承認を発行していただくことは可能なんですかというのが二つ目のコストなんです。
0:06:36	規制庁のサンゴですけれども、
0:06:40	収納物の状態が、
0:06:42	郵送中に変化するというものである。
0:06:47	という前提であるとします。
0:06:51	その場合に、
0:06:52	経年変化の考慮という中で、
0:06:56	1 たんごく短期間であってもそれを考慮した上で安全性に、
0:07:01	のを確認できるということであれば、
0:07:06	技術基準に適合してるというふうに判断されるものと考えておりますけれども、
0:07:16	その場合に、そちらが一書きにされている輸送期限を制限する承認がえられるかどうかということなんですけれども、
0:07:31	何て言うんすかねそもそも
0:07:33	経年変化の考慮のうちとして考えるのか。
0:07:38	もともとの設計としての考え方で、例えば、半年以内に誘導が終了するというふうに設定するのか、いろいろな考え方はあると思いますけれども、
0:07:49	今現時点で、
0:07:54	そういったような、どうしなければいけないというような決まりはないので、どうすれば安全性が確保できるのかという前提で、
0:08:04	こちらでその申請内容を、
0:08:07	吟味していただくことになろうかと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたので、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:08:12	以上です。
0:08:19	はい、わかりました。ありがとうございます。
0:08:25	すいません。規制庁の佐藤ですけれども、今ちょっと今本件に限定した個別の話として、
0:08:33	お聞きしますけれども、
0:08:37	はい。
0:08:39	今、話題にされている間、ちょっとまた後でお話ししなければいけないのかもしれないけど話題にされている漏えい燃料の方、
0:08:49	わあ、
0:08:50	棒というか今話題されてるT N J Aがた、そもそも、
0:08:56	収納してから水を抜いて乾燥させるっていう手順があるわけなんですけれども、
0:09:01	それ、乾燥し切れない。
0:09:05	ということになるのでしょうか。
0:09:12	それはですねちょっと
0:09:15	懸念があるということで、
0:09:21	完全には選び受けきらないと考えてます。ですのでそういった成果は一般評価するということで、我々としては、そういった
0:09:33	反省が残ってしまったと、いうことを想定して、いろんなを始めてるようなところですよ。
0:09:41	はい。規制庁のサンゴですけれども、海外輸送するということで、
0:09:48	目的地の方の規制、
0:09:51	との絡みもあるかと思えますけれども、
0:09:54	もし感想。
0:09:57	できないとかっていう状態で水が残ってるとかってなると、
0:10:02	そもそも前提とする内野通の評価とカーが変わってくるんじゃないのかなと思うんですけれども、
0:10:10	何かそういうのを、
0:10:13	考慮に入れるのか、それとも、いやもう乾燥してますっていうことなのか。
0:10:19	何か、
0:10:22	よく考えて、
0:10:25	設定した方がいいんじゃないかなあと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:10:29	何でもかんでももう何て言うんですかね、保守的に考えればいいというふうにして、何か非現実的な設定をして評価をする、していくと。
0:10:40	何を見ているのかわからなくなってしまうので、そういったところにはご注意くださいと思います。
0:10:46	今まだ、こういったものになるのかわかりませんので、一般論として、
0:10:51	保守的な仮定を置き過ぎて、非現実的になっていうところで何を見てるのかわからないようになるってということだけは、
0:10:58	あまりよろしくないのではないかなという、感想です。
0:11:02	すいません。以上です。
0:11:08	はい。ありがとうございます。はい。大変参考になります。
0:11:18	3点目、させていただきます。
0:11:23	先ほどからご説明してますA型キャスクですけども、これに今言った当該燃料をですね、心臓部として、この条件に加えようと当然考えてございまして、
0:11:37	そういった設計に越した場合にですね、審査される対象項目としては、
0:11:43	当然医長から2章まであるんですけども、
0:11:46	点検、
0:11:48	等となった正田家がやはり審査対象になるという感、お考えなんでしょうか。
0:11:55	規制庁の佐野です。設計変更によって影響のある解析評価等は、確認することになります。
0:12:04	今これー
0:12:07	収納物の追加という形になろうかと思えますけれども、
0:12:12	おそらく、
0:12:14	漏えいの評価、それから臨界の評価。
0:12:19	影響するのかわからないのかっていうところをはっきりさせているのかなと、遮へいについても、
0:12:27	その収納、燃料棒の中からもものが出て、どっかに集中するみたいなそういう仮定を置いて、
0:12:34	今までの遮へいの評価と線源の位置が違ふのかっていうことになれば確認をする必要があるかなと思います。
0:12:41	ただ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:12:42	その前提になる構造評価のところ、そもそもこの燃料棒っていうのが、一般の試験条件のもとに置いたときそれから特別の試験条件のもとに置いたときに、
0:12:55	こういった挙動を示すのかという説明が必要になるんじゃないかと考えております。
0:13:04	それから、今T N J Aがたについては、新しい木曾空が一施行される前の設計商品ですので、
0:13:14	経年変化の考慮というところが、追加になるというところだけ、
0:13:21	どう考えています。
0:13:23	以上です。
0:13:26	はい。ありがとうございます。
0:13:28	今、権利変換の件ご質問、ご回答いただいておりますけども、やはりちょっと、
0:13:39	一律的にやはり経年変化防止の評価をですね加えた申請をしないといけないのかというのがちょっと四つ目でござい、四つ目の質問でございました。
0:13:49	我々としてはですね、これ新規に製作するというキャスクであり、あと輸送に供する期間としてはですね、
0:13:59	実質的には5年程度を、そういった形で輸送を考えてございまして最大でも10年程度の
0:14:08	そういった期間を設定してですね、この容器を使用することを考えてございまして、やはりそういった新規であり、旧課長キャップのような定年とか使わないキャスクなんですけども、
0:14:22	やはり経年変化も考慮した申請内容とすべきということになるんでしょうか。
0:14:28	規制庁のサンゴです。
0:14:30	経年変化の考慮についてですけれども、手続きガイドの記載のほか、それぞれの説明書の記載の仕方を示してる通り、
0:14:41	使用の予定期間それからその所、想定される使用状況等を考慮して経年変化の影響の要因とかを考えていくというふうに説明しております。
0:14:53	ですので、今回の件で言えば、
0:14:56	高々10年使うと、10年のうちに何回使う、使ってるちい容器や収納物の温度はどれどれになると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:15:06	放射線がどれくらい受けるとか、そういった内容を、経年変化を考慮の要因として挙げて、それが経年変化を、
0:15:15	よう、例えば容器の材料の経年変化を起こすのかとかっていうところを明らかにした上で、
0:15:21	その次に、十年間で経年変化はしないという結論であれば、全く何も、
0:15:30	今までの解析評価と変わらずに済みますとしたいと思います。
0:15:35	十年間でもなかなか変化すると。
0:15:39	いうことであればその変化を考慮した上で、
0:15:42	安全評価をして問題ないのか、問題が出てしまうから何か制限をつけるのかと。
0:15:48	いうところになるのかなと思います。
0:15:53	で現時点での何というんですかね。
0:16:01	見込みというか、10年で、
0:16:04	例えば、ステンレス高が何かさびてなくなるとかそういうことはないんですけれども、
0:16:11	ないと思いますけれども、この十年間で例えば放射線照射を受けてどれくらい放射線照射を受けるとか、受けた上で問題ないみたいな説明があるべきだと、いうふうに考えられています。
0:16:27	以上です。
0:16:29	はい。ありがとうございます。
0:16:37	漏えい量についてはですね、ここまでなんですけども、ちょっと
0:16:43	容器承認の件について、何点かご確認させない、どれが悪いのにな、我々としては、
0:16:53	輸送容器の承認を申請することを、事前にスケジュール、ISCNの方から言ってるかと思うんですけども、それについて
0:17:03	ちょっと確認させていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。
0:17:08	規制庁の丹野です。その前にですね、
0:17:13	漏洩量を入れるという評価をどういうふうに進めていくと考えているのかということについて、教えていただきたいと思っておりますので、先にそちらを話していただけないでしょうか。
0:17:26	はい。では、規制庁さんの方ですけども、特に、
0:17:32	特にというか、行動評価のところ、
0:17:36	収納部Ⅱ、まあ漏えいしてるってことはまあ、穴があると、そういった穴のある燃料棒ってのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:17:45	試験条件下においてどうなるのか。
0:17:49	というところが、
0:17:51	何かもうすでに評価をしているのか、これから評価をするのであれば、 どういうふうに考えて評価するのかというところをちょっと教えていた だけないでしょうか。
0:18:03	はい。
0:18:05	この輸送容器はですね、このフランスの浦野、大野古閑設計者というこ とで、我々とオランダの方に契約を、まずですね、この漏えい燃料を運 ぶと。
0:18:18	言うたら、輸送容器の方を、
0:18:22	解析ですね、これはプロパーでございます。なぜかという、今朝日後 この検査結果が、検査結果今取りまとめ
0:18:33	やってるところでございます、まだそういった契約に移ってないとい うことでございます。これから具体的にこういったことをですね、
0:18:43	今やっていこうかということ全部ご相談すると、
0:18:48	これ後からNTTさんの方にお話がいて、日本語を設計書をどうい うふうに作り上げるかっていうお話があるかと思います。
0:18:59	ということで、ちょっと参考3、ご質問については、まだこれからとい うことで、その傷の大きさとかそういったものが確認できてませんの で、
0:19:10	こういう進展するのかそういったところをどうするのかっていうのはこ れからでございます。
0:19:21	ですので他に、来年申請したいとか、そういった話ではありません。
0:19:27	規制庁佐野です。東京わかりました。
0:19:31	一つお伝えしておきたいのが、
0:19:35	過度に保守的なあ、何かその仮定を置いて、例えばね、燃料棒の中から 全部ものが出ないとかっていうふうになると、
0:19:46	そう出たものがどうなるのかっていう説明もまた必要になってきます ので、
0:19:51	そういったところをどういうふうに処理するのかっていうところはよく 考えて、
0:19:56	評価ができるのかできないのかというところを検討していただければと 思います。
0:20:02	現物のものがもうぼろぼろで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:20:05	そもそも5の形とかになってないとかそういうものではないと思いますので、
0:20:11	下は、
0:20:12	どんな保守的な設定をするべきなのか、そうではないのかというところはよく検討してください。
0:20:19	以上です。
0:20:21	続いて、こちら側のその次の容器所についての話を、どうぞ。
0:20:27	はいありがとうございます。ちょっと評価については、模式的にいいということもあるベースで、しっかりと評価してですね。
0:20:38	取りまとめていきましたら、金銭という形で、
0:20:46	さしていただきたいと思います。
0:20:49	それではちょっと容器承認ですね、 まだちょっとご質問をさせていただきたいと思います。
0:20:58	承認の申請を考 えてございまして、小さく期間については、
0:21:10	原則な、どれぐらいかっていうのを、ご教示いただけますでしょうか。
0:21:16	規制庁のサンゴです原則どれぐらいかというのは標準審査期間が、この申請については定められておりません。それはケースによって、書類の分量が違ふとか確認すべき内容が違ふと、そういったことがあるからです。
0:21:32	ただ、
0:21:34	最近の実績としては、容器処理については、書類を出し、補正をす るかそういったことがあっても、
0:21:45	4ヶ月から2、承認されているという状況でございます。
0:21:55	逆2個の容器承認で何かこう、確認をすべき内容が多岐にわたるとか量が多いとか、何かそういったことがあるのならば、
0:22:06	どういった具体的なそういう心配があるのかというのを教えてください。
0:22:14	ですね
0:22:17	我々の輸送容器はオオタニとの特にアフターが二つあるということで、 こういった
0:22:29	後でございますので、そういったところで、これまでの
0:22:33	我々が知ってるジレットキャストはちょっと違ってですね、そういった 負荷が20ということですね、そういった構造でございますので、そう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

	いった部分で少し確認いただく書類が多いのかなと思ってんですけども、
0:22:49	それぐらいではあまり影響ないんでしょうか。
0:22:57	あとですね材料としてはですね、
0:23:02	今回、日本では初めてだと思いますけども ██████████ 緩衝材ですね、これを使っているというところもあるので、
0:23:13	そういったところは、審査、
0:23:17	について、やはり若干、
0:23:21	長くなるのかなという懸念がありましてご質問させていただいています。
0:23:26	はい。規制庁の佐野です。
0:23:30	まず新材料を使っているということについて、審査期間伸びるのかどうかというような質問になっているのかと思いますけれども、
0:23:37	材料がいいか悪いかを確認するのは、規制庁ではなくて、事業者です。
0:23:44	我々は事業者がどういうふうにな方法をもってその内容が設計通りであるか確認したと。ただそういったものを見て、事業者、きちんとやっているというところを確認して、
0:23:55	承認の審査を終えることになりますので、
0:23:59	それが新しい材料では、新開様であろうが今まで使ったことのない材料であるとか、今までの実績のある材料であるのかということによって、確認の仕方が変わるということは、
0:24:11	ないというふうに考えて、
0:24:18	ですので、事業者がどういった容器の製造において設計通りであるというか、どういうふうにしたかという説明が、
0:24:26	わかりやすければ、すぐにこちらもその内容は、事業者がきちんとやっていることを確認できますので、そういった書類のつくり方に注意していただければ、
0:24:37	スムーズに審査が進むんじゃないかなというふうに考えております。
0:24:48	はい、ありがとうございます。
0:24:53	それから、
0:24:55	えーっとですね、この容器承認についてはですね、今我々としてはご存知の通り、ふげんの使用済み燃料については廃止措置計画に、
0:25:08	平成 26 年度までに搬出するという計画等、 ██████████ ██████████
0:25:19	██████████

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※ 3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:27:58	審査業務の流れ、規制庁のホームページに公開しておりますけれども、施設審査部門の要望書に係る審査業務の流れの中でも説明しており、
0:28:07	その確認すべき内容があるのかなど。現地で現場確認をするべき内容があるのかないのかというところは、申請書を見ないとちょっと何とも言えないんじゃないかなというふうに思う。
0:28:19	以上です。
0:28:24	あ、わかりましたありがとうございます。
0:28:28	すいません。規制庁のサンゴですけれども、補足しますと、
0:28:33	最近新規製造のよう聞いがなかったって言うのもありますけれども、場合によっては現物確認して、検査の内容、本当にこうなのかっていうところが、現場があったりするということもあり得るかもしれませんが、
0:28:46	今のところ、そうすべきとかっていう内容があるとは、
0:28:51	いうことはわかりません。
0:28:57	先ほど言われました通り、Q Aシステムについて確認するのか、現物とか検査の内容とか記録とかそういうところを確認するのかっていうのは、わかりませんが、
0:29:07	何か必要があれば、現場で立ち上げをしてみなければいけないということとは否定するものではないということだけ、念頭に置いておいてください。
0:29:16	以上です。
0:29:18	はい、ありがとうございます。
0:29:20	こちらの容器はですね、海外で製作していますけども、それ必要に応じて現物確認されるということであれば、
0:29:32	海外にも行かれるっていうことでしょうか。
0:29:38	規制庁のサンゴですけれども。
0:29:42	現場がどこであるのかというところに限定するようになっておりませんので、
0:29:47	これが必要であれば、
0:29:49	国内がでも、現場の立ち会いをすることになるかもしれない。
0:29:57	ありがとうございます。
0:29:59	先ほどからちょっと我々、どうしても早く、この排出をさせたいと思っておりますので、幼少にもですね、
0:30:10	から本来であれば海外から日本の方に輸送すると、いうことを考えてたんですけども、やはり早く達成したいということ、ありますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:30:22	容器ができ上がって、容器承認を申請している中ですね。
0:30:26	海外から日本の方に輸送するというオプションも考えてございますけども、そういったことは何か容器承認の審査、
0:30:39	審査いただけるところで何かハードルとして、そういった行為はするべきじゃないとかそういうのは、ちょっと、
0:30:47	そういったものはあるんでしょうか。
0:30:50	規制庁のサンゴですけれども。
0:30:52	まず、法令の要求事項として容器をどこで作るのかと、それから現場というのはどこなのか、どこであるべきか、国内であるべきなのか、海外メーカーだったら会計データなのかとかそういったところは一切ございませんので、
0:31:06	それはもうそちらの事業の進め方とってやっていただいて、こちらは必要な時に必要、必要、もし必要があれば、その必要なときに引く良い。
0:31:17	だから確認を行う。
0:31:19	場所が国内なのか、その時に海外なのかっていうのは、
0:31:24	やるかやらないかということに対しての、
0:31:28	ハードルにはならないというふうに考えて、
0:31:34	はいありがとうございます。はい。理解いたしました。
0:31:44	それで確認事項は、このPNJACHASTEについては以上でございますけども、ちょっと一つ、
0:31:54	2点ほどですね、
0:31:57	お願いというか、ご検討いただければと思っております。
0:32:03	よろしい後お話してもよろしいでしょうか。
0:32:07	規制庁のサンゴですけれども、何らか規制庁側として答えを表明できるかどうかは別として、話していただいても変わってます。
0:32:16	はい。まず一つ目がですね。
0:32:20	■■■■■に先ほど言った通り、輸送、当然早く輸送するというところで、多くの局長に申請をちょっとさせていただくことになるかと思っております。
0:32:32	そういったところもありますし、■■■■■ ■■■■■
0:32:44	今現在この輸送については、ISCNの方が機構の窓口として、対応しておりますけども、やはり

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:32:53	こういった多くの申請をやっていただくと、さらに輸送もですね、始まってしまうということで、個別にですね復元担当窓口というものを設けさしていただいて、我々の方にですね、
0:33:08	そういった情報提供とか、
0:33:12	密なですね、そういったできれば、そういった直面も大変もあるかもしれませんが、
0:33:19	そういった窓口を個別に設けてですね、今後養護教諭みたいなことはさしていただけることはなんでしょうか。
0:33:30	規制庁の丹野ですけれども、まず窓口を作るというのが法令で決まるとかそういうの全くないので、どういうふうにコミュニケーションをとっていくのかっていうのは、その事業者の他の事業者もそうですけども、
0:33:42	事業者ごとに違いますし、案件ごとにも違うと。
0:33:46	機構に対しては今、今郵送支援室が、まず、窓口ということで、いろんな連絡はそこに行っておりますけれども、
0:33:58	そうは言っても、各施設 I I
0:34:02	とか各なんていうか、事業所というのは研究所というか、ちょっとよくわかりませんが、それに対して、個別に連絡をとらないということではなくて、
0:34:11	物によっては個別に連絡をしても、そこだけの話で終わった。
0:34:16	書類の中の内容の確認とか終わってるとか、
0:34:22	ということがあろうかと思えますけれども、
0:34:25	そういった
0:34:26	こととは別に何か特別 2、
0:34:29	何かをするという、
0:34:31	ことなんでしょうか。でも S I M M E R 特別に何かをしたいということであっても、我々の材料としては、
0:34:38	特段変わるものはないんじゃないかなというふうに考えますけれども、ちょっとそちらが何を想像してるのかわかりませんので、あまり、
0:34:46	こちらはどう答えればいいのかっていうのがちょっとよくわからない。
0:34:59	想像する 2、支援し通の方を通して情報を入れるっていうのが、時間がかかるとか手間があるので、
0:35:08	ちょっと付言から直接

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※ 3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:35:10	規定ちょう層とかに連絡を入れるとかってということなのかなと今思いましたけれども、それを上げるものではないんじゃないかなと。
0:35:22	思いますけれども、
0:35:25	わかりました。当然今そう言っておっしゃっていただいているので I S C Nの方にはですね当然付言の方から共有はさせていただきますので、その例というのは、
0:35:40	当然流したいと思ってますので、ちょっとまたこの中で、
0:35:48	どうするかでの
0:35:52	考えさしていただいて
0:35:55	特に妨げるものではないと言っておいておりますのでちょっと検討させていただきます。ありがとうございます。
0:36:05	それから二つ目なんですけどちょっと佐渡さんの部署ではないので、ちょっとその担当部署をご紹介いただければと思っております。先ほど言った使用済み燃料を輸送するというので、
0:36:17	今後当社の確認申請の方も視野に入れてですね、我々に対応しないといけないので、そういったそちらの検査部門、
0:36:29	ですかね、こういった審査をさしていただける部署の、
0:36:37	について、またそういった審査機関がどうかこうとか、ちょっとご相談をさせていただきたいんですけども、そういった担当部署をご紹介いただけるのは可能なんでしょうか。
0:36:50	規制庁の加茂です。
0:36:53	まず、各車両運搬確認申請の申請先の部署は、
0:36:59	原子力規制部審査グループ核燃料施設等監視部門になります。
0:37:12	よろしいですか。
0:37:14	I C分、はい。
0:37:16	車両確認申請のやり方とかについては、規制庁のホームページでも、
0:37:23	何て言うんすかね。手続きガイドみたいな形で示しされておりますので、
0:37:30	一旦それを確認ください。
0:37:35	どういった、
0:37:36	ことになるのか、疑問点があるのか、個別の係数でちょっと違うとかそういうのがあるのかの確認とかっていうのを、
0:37:44	監視部門の方に確認をするのがいいんじゃないかなと思います。
0:37:50	はい。その運用、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:37:52	手続きガイドあと見ております。やはり
0:37:58	機具検査を終わってですね、記録を取りまとめてこの申請をして、承認には30日かというところを提起されております。
0:38:09	そういった期間について、
0:38:14	出したいっていうところもありまして、ちょっとこういった
0:38:21	また確認を築きやりたいなと思ってるんですけども。
0:38:27	はい。手続きについては監視部門の方と進めていただければと思います。
0:38:32	基本の何ていうんすかね。ええ。
0:38:36	ある程度の幅を持ってそういった期間が必要ですよというふうに言っていると、いうことだと思いますけれども、
0:38:44	いろんな事情とか、やり方とか、そういったところもあるかと思imasuので、
0:38:49	そういったところは、
0:38:51	そちらからの必要性をきちんと説明して、合理的な判断がされるように、
0:38:58	働きかける必要があるんじゃないかなと思います。
0:39:01	何の理由もなく、例えば3日でやって欲しいとかって言っても、それは多分、監視部門の方でも、
0:39:09	難しいのかなと思いますので、
0:39:13	そういった相談は、しっかり、何て言うんすかね。理由をちゃんと説明して、できないっていうところをはっきりさせた上で、
0:39:22	やっていただきます。
0:39:25	それからですね、すいませんはい、天田それからですね。
0:39:32	次の観点からなんですけども、
0:39:35	保障措置の話とか、防護の話とか、輸送についても、輸送にもついて回っております。
0:39:43	我々は今、面談をしてもらってる施設審査部門では、
0:39:50	容器承認までしか見ないので、実際に輸送に際して必要な手続きというところは、抜けがないように、
0:39:59	保障措置であるとか防護の説明であるとかっていうところはしっかり行ってってください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:48:44	緩衝材ですよ。新しい緩衝材のところで、その試験で要は、どういうんかな、それをやれば、
0:48:55	それを確認することによって、その安全解析で例えば使われてるスペック、
0:49:03	要は何らかの入力条件として使ってるものがあると思うんですけども、
0:49:09	そういうものがちゃんと繋がるようなね、説明がちゃんとできるような、例えば、場合によっては、何か測定しますと、これ。
0:49:21	この測定をしておけを置くことによって、何か間に何か挟んで、実際のもはどうぞよということがちゃんとそちらの方で説明できるように、
0:49:32	しておいていただきたいと思います。
0:49:35	例えば共同共同試験とか何とかってというのは、割といいと思うんですけども、
0:49:41	やはり、どうですかね、いろいろ加工して、
0:49:48	どういうんかな、加工して例えば安全解析における入力条件にしているようなところもあろうかと思しますので、その辺はよくお考えいただきたいと思います。
0:49:59	あと
0:50:03	いつになるかわからないというふうなことを先ほどおっしゃってた設計変更の方で、特に
0:50:12	どうですかね今回の規則改定で、
0:50:20	経年変化のところですね、割ともう、こちらを確認することは大体フィックスしてるようなところもありますし、
0:50:30	だんだん事業者の事業者の方も、いろいろその辺、ちゃんと事前にいろいろ学習をして、提出をされてると。
0:50:41	いうふうな状況にはあるんですけど、やはりかな、やはりやっぱり、いざとなると、やっぱ補正してもらわないといけないねというふうなところが結構ございますので、
0:50:53	常にやはりその辺は、資金の申請案件ですね、この辺をよくウォッチするっていうことで、ホームページ等で
0:51:03	こちらが審査書で、どういうことを言ってるかとかですね、それ一の持とうとなってる、申請書はどのように書いているかとかですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:51:15	その辺は十分に吟味をされた上で、安全性、安全解析書の作成において、十分に勘案されて作成いただきたいと思います。
0:51:26	特に聞この中では、至近のものを、幾つかございますので、
0:51:33	例えばJ M T Rのものとか、J R R IIIのものとかですね、そういうものがございますので、その辺もよくご確認いただいた上で、
0:51:44	T N J Aに当てはめて、どのような説明をすればいいのかというふうなことを英語圏、よくその辺、練られた上でですね、
0:51:54	作成いただきたいと考えております。
0:51:58	漏えいの方はまだちょっとね、先ほどサンゴ審査官の方からもいろいろ話ありましたけれども、やはり見てみないとわかんないようなところもありますし、
0:52:11	ただあんまり変わるからということで、例えば先ほどのどういうんですかね。
0:52:18	期限つきとか何とかってというような、変な前提つけますとですねもちろん過度に補修は非常識なことをやって欲しくないというところはあるんですけども、
0:52:31	いろいろ制限とか、そちらの方としても例えば何かがあって輸送中何も起こらないということとはなかなか保障できない。
0:52:42	わけですから、その辺踏まえてですね、あまりそういうことを、要は、それをまずメインのシナリオに置くということではなくてですね。
0:52:52	普通にどうですかね。
0:52:56	そういうものなしで、例えば、
0:52:59	茉珠
0:53:00	年間こそ、長くてもこの程度というところで、大体、最初の使用条件を定めて、そこに
0:53:09	加斗じゃないけども、余裕を持ったですね、ような考え方でですね、いかにわかりやすく理解しやすく、
0:53:20	な、説明するかということをちょっと心がけていただければと思います。以上です。
0:53:31	はい。議長福山です。大江様、どうもありがとうございます。3点について、承知いたしました。
0:53:42	はい。
0:53:45	規制庁様ですけども、松元さんの方から何かございますか。
0:53:50	松本です。スケジュールの話も聞けたし、あとは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:53:57	申請書取りまとめに関する注意事項っていうかね、そういった話も今、ホデさんの方からありました。あと漏えいの話についてちょっとやっぱり見ないと、
0:54:08	わからないことも結構あると思いますので、ここは良いかなと思いますので、私の方からは、はございません。
0:54:15	はい、わかりました。
0:54:18	規制庁のサンゴですけれども、今回の面談の中での不開示情報について確認させてください。
0:54:25	まずですね、
0:54:28	甲斐がいいのって臭いの契約先の相手の名称についてはすでに報道等でも出ているので不開示情報ではないというふうに考えてますけれども問題ないでしょうか。
0:54:39	はい。それは問題ない。
0:54:40	はい。次にですね、ATM g 型の緩衝材の材料の
0:54:47	名前については、会議所だったかなと思うんですけども、これはいたします。はい。申し訳ございません。はい、わかりました。では緩衝材の名称は不開示情報ということで、あります。
0:55:00	他にですねそちらの発言、こちらの発言問わず、開示情報であったということがあれば、
0:55:07	今わかれば教えてください。
0:55:12	ちょっとお待ちください。
0:55:18	先ほどですね、我々が今、 XXXXXXXXXX ちょっとお話あった、その時期については、
0:55:31	まだ何も決まったものでございませんので、そういった時期がちょっと XXXXXXXXXX いうことを考えられるので、
0:55:41	そこに時期についてちょっと不開示情報を扱っていただければと思います。
0:55:52	ですね情報規制庁サンゴですけれども、情報効果の法律における不開示情報対象という考え方からすると、
0:56:02	何て言うんすかね健全な商業的な競争妨げる恐れがあるとかそういった内容に当たるということをできるでしょうか。
0:56:15	すいません。規制庁の浅香です。
0:56:18	今サンゴの方から、情報公開請求にあたってのいわゆる不開示の情報、要件の一つをちょっと述べさせていただきましたが、おそらく法令読ん

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

	でいただくと、他にも不開示とする条件とか要件、そういったものがあると思います。
0:56:34	今回、冒頭にもご説明ありました通り、結構様々な関係者だったり、世の中の関心、そういったことも、やはり場合によっては、
0:56:45	情報をすべてすべからく出してもいいかどうかってちょっと班が、総合的な判断もあろうと思いますので、そういったところはJ Aさんの方でも、今一度ちょっと整理をしていただいて、我々の方に教えていただけると。
0:57:01	規制庁澤です。さ、今の確認についてよろしくお願いします。それから、それからというか、以上で、
0:57:10	面談を終わってもよろしいでしょうか。
0:57:17	はいちょっと光情報については改めてご連絡させていただきます。はい。
0:57:25	漏えいぬ所雨量の計算についてはこちらから
0:57:30	おわかりいただけさしていただけたことはすべて確認できておりますので、
0:57:37	だから保険から飯尾でございます。
0:57:40	西郷副所長の佐野です。それではこれで、原子力研究開発機構との行政相談を終わります。
0:57:48	いや、ここ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。